

さくら市農業委員会総会議事録（平成30年10月定例総会）

1. 開催日時 平成30年10月25日（木）午後1時30分から午後2時56分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（16人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	16番	古澤 一郎
	17番	小室 規雄
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美

4. 欠席委員（3人）

8番	吉成 重男
14番	石田多美子
20番	小川 雅之

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見につ

いて

議案第7号 耕作放棄地の非農地通知書交付について

協議第1号 農地法第49条第1項の規定に基づく立入調査について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高野 洋
係長	和氣 貴子
主査	田島 純子
主事	石原 宏哉

7. 会議

事務局	高野	定刻になりました。本日の出席委員16名で、欠席は、8番吉成委員、14番石田委員、20番小川委員の3名であり、定足数に達しており総会は成立いたします。 では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	中山	皆さんこんにちは。秋晴れの良い天気で農業委員会定例総会にお集まりいただきありがとうございます。また、飼料米の収穫も終わりましたこれから麦の作付やらハウス栽培の方ではハウスのビニールをかける作業にこれから取り掛かるころだと思います。そのような中お忙しいところありがとうございます。 本日の議案案件も結構入っておりますので、慎重審議の程よろしくをお願いいたします。 それでは、ただいまからさくら市農業委員会10月定例総会を開催いたします。
事務局	高野	それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	中山	それでは、はじめに議案の変更についてご報告いたします。議案第5号番号1番については、申請人の申出により取下げとなりました。 では、会議に先立ちまして本日書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。 第1調査会の委員長からお願いいたします。

2 番	齋藤	本日午前 10 時から全員出席のもと、第 5 号議案 1 件について、書類並びに現地を調査して参りました。後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	中山	次に第 2 調査会委員長の報告を求めます。
18 番	小林	本日午前 9 時 30 分より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第 2 号が 1 件、議案第 3 号が 2 件、議案第 4 号が 1 件、議案第 5 号が 1 件の合計 5 件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	中山	次に第 3 調査会委員長の報告を求めます。
13 番	小池	午前 10 時より小川委員 1 名欠席で 3 名出席のもと、議案第 1 号 1 件、第 5 号 4 件、計 5 件の内容を審査の上現地調査をしてまいりました。内容等につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	中山	次に第 4 調査会委員長が本日欠席でありますので、大塚委員より報告をお願いします。
12 番	大塚	委員長が欠席なので私が代わって報告します。午前 10 時より 2 名欠席で調査会を実施いたしました。詳細につきましては後ほど説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	中山	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 18 番の小林功委員、19 番の舟本幸美委員を指名いたします。 それでは、議案第 1 号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第 1 号番号 1 番について、朗読して説明する。) この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。 今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、

		栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。
議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願います。
13番	小池	あっせん委員といたしまして5番七久保勉委員と13番小池を指名いたします。
議長	中山	それでは議案第1号番号1番のあっせん委員は、5番七久保勉委員と13番小池利一委員を指名いたします。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	田島	(議案第2号番号1番について朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10番	小菅	案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 譲渡人と譲受人は親子関係であります。以前も使用貸借の設定をしておりました。農業者年金の受給のため、再設定10年間をするという案件でございます。特に問題はないかと思います。その他は事務局説明のとおりです。みなさんのご審議の程よろしくをお願いします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第2号番号1番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】

議長	中山	全員挙手ですので、議案第2号番号1番は、原案どおり承認されました。 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第3号番号1番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は、許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
10番	小菅	案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請人は平成7年に自己所有の土地を利用し集合住宅2棟を建築いたしました。当初は自宅の庭を進入通路として使用しており、また駐車スペースは北側と西側の空きスペースを利用しておりました。しかし従来の駐車スペースでは足りなくなったため、隣接した申請地を整備し駐車スペースを増やしました。また同時に西側市道から直接敷地内に入り出できるよう申請地を集合住宅への進入通路として整備し、一部については現在は更地ですが以前は隣接地に住宅が建っていきまして数十年前から進入通路として使用していたという経緯があります。また、居住者が頻繁に利用していたという事で合わせて舗装整備し、今日に至っております。 その当時は、申請地が農地という認識が無く、農地転用の許可を得ずして宅地として利用してしまいました。この度隣接道路の整備事業において当該申請地が農地であることを改めて確認し、このままの状況を放置しておくことはできないと考え是正のための申請になります。 原状で、周辺に申請人所有地以外の農地はなく、農地に対する影響はないと思われます。 土地利用ですが、申請面積409.1㎡、木造2階建て集合住宅2棟、1棟6室、計12室。駐車スペースは申請地に18台分、もともとあった空きスペースに数台分という事で1室あたり2台分程度確保したいという事であります。雨水敷地内浸透とあったので本日調査会で見に行きましたところ、アスファルトが施工

		されておりますが、雨水浸透するアスファルトになってございました。始末書も添付されております。以上のような状況でございます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 3 号番号 1 番について承認する方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 3 号番号 1 番は原案どおり承認されました。 次に、議案第 3 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第 3 号番号 2 番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がり約 0.5ha で、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第 2 種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
18 番	小林	案内図 3-2 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請地は現在畑ですが、昭和 53 年に父親が亡くなり申請者が相続された土地でございます。取得後畑として耕作することなく、年数回シルバー人材センターに依頼して草刈りを行い、隣接地への迷惑防止を図っておりました。 転用の必要性ですけれども、申請人の息子さんが申請地の近くに住んでおります。その方が 2 級建築士の資格を持ち、建設業の許可を得るために、さくら市、宇都宮市、旧馬頭の一般住宅の新築、リフォーム等を請け負っております。許可を得るための実績づくりの中でございます。将来この土地における事業を息子に継承させるために今回の申請に至りました。 資金計画といたしましては、砕石、木材、材料及び小型建設機

		械合せまして95万円ほどの予算を見ております。金融機関の残高証明書が添付されております。 周辺農地への被害防除対策ですけれども、東側が宅地、西が畑、南が雑種地、北が宅地でございます。排水は申請地内で自然浸透処理を行います。申請地の周りに土側溝を掘りまして雨水だまりを配置し、周辺への流出を防止します。申請地周辺は防塵ネットを張り粉じんや砂等の飛散防止を図ります。 なお、申請地は既に碎石を敷きならしてございます。よって今回の申請に当たり始末書が添付されております。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号2番について承認する方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第3号番号2番は原案どおり承認されました。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第4号番号1番について朗読して説明する。)
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
18番	小林	案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 変更理由は事務局説明のとおりですけれども、補足いたしますと、継承者は妻と子の3人で生活しておりますが、子の成長に伴い住居が手狭になったことから、自己用住宅を建築するための申請でございます。 建築のための資金計画ですけれども、自己資金及び銀行の融資証明書も添付されております。この案件は5-2で詳細を説明します。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号1番について承認する方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第4号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番については取下げとなりましたので、番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第5号番号2番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は、許可基準に適合しているものと判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
18番	小林	場所については先ほどの4―1と同じ場所ですので説明は省略させていただきます。 この案件は売買による所有権移転でございます。転用目的は一般住宅でございます。譲受人は賃貸住宅で子供一人と3人で生活しております。子供の成長に伴い、手狭になるため申請地を取得し念願の自己用住宅を建築するための申請でございます。 申請地は、通勤面、生活面においても便利なこと、また周囲への被害及び集団的農地を浸食する恐れがないことから最適地であると考え、選定をいたしました。 土地利用計画といたしましては、一般住宅木造2階建て、駐車台数は2台分を確保しております。給水はさくら市公共上水道に接続、排水はさくら市公共下水道に接続、雨水の処理は敷地内浸透処理と考えております。 資金計画といたしましては、土地取得費、建築費、事務費を合せて2,800万円でございます。これらに関しましては、

		借入金と自己資金を充てる予定でございます。銀行の融資証明書、また残高証明書も添付されております。 周辺の農地への被害防除対策といたしましては、東、南は宅地でございます。西は宅地用の土地になっております。北は道路という事でございますので、周辺農地への被害を与えることはないと思われます。 なお、他法令の状況という事で、地中の中の文化財の調査が必要という事になれば、調査を行わなければならないという事で、今回の申請には関係はございませんけれども、現在さくら市教育委員会生涯学習課文化振興係と協議中でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 5 号番号 2 番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 5 号番号 2 番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第 5 号番号 3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第 5 号番号 3 番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がり約 5. 5 h a で、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第 2 種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
2 番	齋藤	案内図 5－3 をご覧下さい。(申請の場所を説明する。) 申請者は、リネンサプライ、ユニホームレンタル、介護用品サービス、寝具等の販売、リース及びクリーニングを事業内容とす

る法人です。関東近辺に7工場を設けておりますが、その内那須塩原市の工場が老朽化、労働環境の悪化、また借地であることから新工場の計画を考えることになりました。

土地の選定理由といたしましては、建築物の必要面積が確保できるという事を一番に考えまして探していたところ、都市計画法上無指定地域に属し、さくら市土地利用誘導区域ゾーニングでも工業誘導ゾーンに位置しており、工場の排水先の確保等の条件をすべて満足できる候補地であるため、この場所を選びました。東北自動車道からのアクセス、排水放流条件、都市計画法による建築条件等がクリアできる等により、塩谷町及びさくら市が候補地に挙がりましたが、地主の協力が得られるという事で本計画地を選定致しました。

隣接する農地には十分配慮いたしまして、隣地より4m以上確保してありまして、農地部分には駐車場を配置し、通風日照にも考慮した計画になっております。隣接する工業団地内の企業とともに近隣住民の雇用促進も考えております。

土地利用計画ですが、敷地が6,979㎡、その内工場が2階建てで延べ床面積が3,370㎡、ボイラー棟が72㎡、水処理施設が136㎡、取水はさくら市上水道と井戸を掘りましてここより取水する計画です。排水は合併浄化槽18人槽と工場排水は水処理施設によって処理した水を水路へ放流することになっております。雨水は宅地内にある浸透処理槽で処理することになっております。

資金計画としては、土地取得が6,000万円、造成が5,000万円、建築費用が5億円、合計6億1千万円です。全部自己資金にて賄います。

周辺農地への被害防除対策といたしましては、東の道路、西の田及び宅地、南の道路、北の水路を挟んで道路、雨水流出防止のために縁石を設置して雨水及び土砂の流出を防止します。周囲にはフェンスを設置してごみ等が農地へ飛散しないようにします。建築物を4m離して配置し西側農地への日照に考慮します。周辺農地への影響は軽微と思われますが、転用に際しては十分に注意するという事です。以上です。

議長 中山

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第 5 号番号 3 番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 5 号番号 3 番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第 5 号番号 4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第 5 号番号 4 番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある 10ha 以上の農地の区域内にありますので、第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
5 番	七久保	案内図 5-4 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 現在既存進入路が幅約 3m と狭い上クランクになっているため普通車もトラック等の出入りに大変不便を喫している状況であります。本申請は申請地を既存進入路の拡張部分として 2 名の共有地として整備し、車輛がスムーズに出入りできるように申請するものです。土地の選定理由ですが、申請地は既存進入路に接しており進入路として一体利用できますので適地であります。他に拡張に適した土地はございません。 土地利用計画ですが、南側農地との境界には L 型擁壁を設置し、既存進入路と一体としてコンクリート舗装とし進入路として利用いたします。 資金計画ですが、土地代金 265,000 円、工事代 600,000 円、計 865,000 円、1 名分としては 432,500 円を見込んでおります。全額自己資金で賄います。それぞれ金融機関の残高証明が添付されております。 周辺農地への被害防除対策ですが、西側はさくら市道、北側は進入路、東側は国有地で雑種地です。南側は L 型擁壁を設置し、市道に雨水等が流出しないよう勾配を取りますので、周辺への雨

		水の流出はありません。 他法令の状況ですが、申請地の奥の土地につきましては、土地利用計画図にも記載されておりますが、国有財産の売り払い終了後農地法 4 条の申請を行う予定となっております。なお、拡張の幅につきましては、軌跡図に基づいて算出されたものです。軌跡図というものですが、車の轍の後を表した図面になりますが、車の幅、長さ、最小回転半径等を基に作成されたものでございます。農地利用最適化推進委員との調査会、及び本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました問題ないと判断いたしております。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 5 号番号 4 番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 5 号番号 4 番は、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 5 号番号 5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第 5 号番号 5 番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は、許可基準に適合しているものと判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
1 3 番	小池	案内図 5－5 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請人所有地に隣接する水田 3 6 m²を売買により資材の保管庫の敷地として転用する案件でございます。申請者は、機械用洗剤、業務用洗剤の販売、日用品雑貨厨房器具及び事務用品の販売及びビル清掃等をおもな業とする資本金 1,000 万円の法人であ

		ります。 土地の選定理由ですが、現在の洗剤の保管場所プレハブ 2 棟は、市道を挟んだ隣地で面積が 12.16 m²しかございません。防犯上別敷地での保管を考えておりましたおり、事業所の駐車場に接続する申請地で防犯等の条件も満たしており、管理も容易、かつ地権者の同意を得たので決定いたしました。なお申請地は都市計画法の第 1 種住居地域であります。 計画によりますと、事業面積 36 m²に整地、敷砂利をし、現在使用しているプレハブ保管庫 1 棟を移設し、新設のプレハブ 1 棟の計 2 棟を設置いたします。雨水については敷地内浸透とし、その他取水排水はありません。 資金計画のつきましては、総事業費 53 万円は自己資金にて賄います。 周辺農地への影響でございますが、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで、農地利用最適化推進委員同行の上現地調査を行いました問題ないと判断しております。 以上のような状況でございます。ご審議の程よろしく願います。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第 5 号番号 5 番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 5 号番号 5 番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第 5 号番号 6 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第 5 号番号 6 番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は、許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	案内図5-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 水田を売買により、〇〇より 168 m²、〇〇より 555 m²、〇〇より 73 m²の合計 796 m²を太陽光発電敷地として転用する案件であります。 申請者の株式会社〇〇は、〇〇市に本店を置き、太陽光発電設備計画、施工、販売をおもな業とする資本金 100 万円の法人であります。 申請地は都市計画法の第 1 種住居地域であり、日照もほぼ良好で、平坦、計画上の敷地面積がほぼ確保され、道路にも接道、維持管理も容易という事で、今回の申請に至っております。 計画によりますと、事業面積 796 m²に太陽光パネル 200 枚を設置し、年間発電量 53,824Kw を確保しようとするものであります。施設周辺は高さ 1.5m のフェンスで囲みます。雨水については敷地内浸透とし、その他取水排水はありません。資金計画につきましては、総事業費 1,070 万円を自己資金にて賄います。 周辺農地への影響でございますが、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで、農地利用最適化推進委員同行の上現地調査を行いました問題ないと判断しております。 以上のような状況でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
15番	齋藤	参考までにお伺いしたいのですが、この後の 7 番もそうなのですが、都市計画の用途指定を受けているという事で条件も良いと思いますが、土地の取得費がだいぶ安いかなと思うのですがどのような状況の農地なのか教えていただきたいと思います。
13番	小池	現地は水田です。ただ、人の高さより高い草が生えております。ここ数年耕作しておりません。そのような土地です。
議長	中山	その他ございませんか。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。

		議案第 5 号番号 6 番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 5 号番号 6 番は、原案どおり承認されました。 続きまして議案第 5 号番号 7 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	(議案第 5 号番号 7 番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第 3 種農地と判断し、申請の内容は、許可基準に適合しているものと判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13 番	小池	案内図 5－7 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 水田を売買により太陽光発電敷地として転用する案件でございます。申請者の有限会社〇〇は、〇〇県〇〇市に本店を置き、電気工作物の設計及び太陽光発電事業をおもな業とする資本金 300 万円の法人であります。土地の選定理由でございますが、申請地は都市計画法の第 1 種住居地域の指定を受けている土地であり、日照や周辺環境が良く、計画に必要な面積を確保することが出来るため今回の申請に至っております。 計画によりますと、申請地に太陽光パネル 216 枚を設置し、年間発電量 77,742Kw を確保しようとするものであります。施設周辺は高さ 1.2m のフェンスで囲みます。雨水については敷地内自然浸透とし、その他取水排水はありません。資金計画につきましては、総事業費 11,825,256 円は全額自己資金にて賄うこととしております。 周辺農地への影響でございますが、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで、農地利用最適化推進委員同行の上現地調査を行いました問題ないと判断しております。 以上のような状況でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。

		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第 5 号番号 7 番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 5 号番号 7 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	石原	この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき市が定める農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。 平成 30 年度第 7 号公告予定年月日は平成 30 年 10 月 31 日です。計画の内容としては、利用権設定については、新規 7 件、再設定 1 件となっております。さくら市全体の賃借の平均額は、11,009 円、物納の平均値は 148 kg。氏家地区の賃借の平均額は、17,000 円、物納の平均値は 207 kg。喜連川地区の賃借の平均額は、8,013 円、物納の平均値は 60 kg。いずれも 1 反当たりの数字となっております。 続きまして所有権の移転となります。栃木県農業振興公社への売渡しが 1 件、栃木県農業振興公社からの買受が 1 件となっております。1 番売り手〇〇、買い手栃木県農業振興公社、所有権の移転面積 3,113 m²、対価 10 a あたり、385,480 円、所有権の移転時期平成 30 年 10 月 31 日、引渡し時期平成 30 年 11 月 30 日、こちらは葛城の農地になります。2 番売り手栃木県農業振興公社、買い手〇〇、所有権の移転面積 4,840 m²、対価 10 a あたり、523,760 円、所有権の移転時期平成 30 年 11 月 10 日、引渡し時期平成 30 年 11 月 30 日、こちらは上阿久津の農地になります。以上です。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】

10番	小菅	公社への利用権設定の3番ですが、借賃が10aあたり443kgとなっていますが、随分高いと思いますがそのようなことがあるのですか。
事務局	石原	こちらは678㎡になっておりまして、年間380kg収穫できる計算となっております、80kgだけ自分で残りを渡すという事でありまして、ご親戚なのか、手伝う約束のようなものなのか分かりかねますが、確認したところこちらで間違いはないという事がありました。
10番	小菅	分かりました。
議長	中山	その他ありますか。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第7号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第7号番号1番について、朗読して説明する。) 申請地は、ベルセルバカントリークラブの西側の地点が申請地となっております。農振は白地、土地改良は未実施、現地確認担当者は大塚委員、相田推進委員、稲澤推進委員、現地確認日平成29年9月6日となっております。以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
12番	大塚	案内図7-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請地は、かなり荒廃しておりまして本人もなんとか自分で管

		理するという意気込みでいたのですが、この現地に入ることすら困難な状況になっております。詳細については事務局の説明のとおりです。よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
15番	齋藤	写真を見ると木が並んでおりますが、非農地証明を出すのは問題ないと思いますが隣への農地への影響はどうなのでしょう。
12番	大塚	周りへの影響につきましては、周りに道路で分かれておりまして問題ありません。
議長	中山	その他ございますか。
議長	中山	無いようですので、採決に入ります。 議案第7号番号1番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第7号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、協議第1号「農地法第49条第1項の規定に基づく立入調査について」を議題に供します。番号1番につきまして事務局の説明を求めます。
事務局	高野	協議第1号農地法第49条の規定に基づく立入調査についてです。 (議案第7号番号1番について、朗読して説明する。) 本件につきましては、平成10年7月15日付けで農地法第4条の許可のありました〇〇字〇〇 〇〇番〇、転用目的「牛舎・堆肥舎」につきまして、転用申請内容と現地の転用行為に相当な相違があるとの通報があったことによる、農地法第49条の調査の実施について協議いただくものであります。 当該通報につきましては、本年9月に市内在住の住民から19番舟本委員に対し通報のあったもので、先に情報公開制度に基づき公開されました当該土地にかかる農地法第4条許可申請関係文書の記載事項と、転用行為後の現地の建築物に明らかな相違がある旨の通報であります。配布いたしました資料は、通報者が舟

		本委員に提出した資料の写しで、農地法第4条許可申請書に通報者の疑問点が朱書きで記されております。 具体的な通報内容を説明いたします。この資料の中ほどに配置図があります。この配置図と、別添資料の現地航空写真をご覧ください。配置図に「現在の完成カクニン」と朱書きしてありますが、配置図に記載されている堆肥舎と、現地の航空写真の建築物の形状、規模が相違していることがわかると思います。つまり、許可を受けた計画と、実際の建築物が大きく異なっているという通報であります。 また、本協議に基づく調査の実施にあたりましては、担当委員により行いまして、関係文書の確認、転用行為者への聞き取り及び現地調査その他必要な調査をもって行うものいたします。その後、その調査の結果を定例総会に報告いたしまして、土地の農業上の利用の確保及びその他の公益並びに関係人の利益を考量して、農地法第51条の規定による処分を行うかどうかを審議いただく流れとなります。 なお、本転用行為につきましては、当該農地法第4条許可のほか、昭和63年と平成13年に隣接する土地につきましても農地法第4条の許可がなされておりました、それらを一体として利用しておりますので、調査の範囲については、議案書記載の〇〇字〇〇 〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番及び〇〇字〇〇 〇〇番〇を一体として調査の対象とします。 また、当該農地法第4条許可に係る文書の内、一部の文書については、保存年限が既に経過し、廃棄されていることも申し添えます。 以上、農地法第49条の規定による調査の実施について実施してよろしいか協議いただくことに併せ、調査を実施する場合については、担当委員を指名いただくようお願い申し上げます。担当委員の人数につきましては特に定めはないので、3名程度でご協議いただければと考えてございます。よろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
13番	小池	担当委員が3名程度ということですが、前例では現地調査について全員で現地を見たという事ですがどうでしょうか。
事務局	高野	現地の調査については、全員でという事もよろしいかと思いま

		すが、こちらの転用については、3回転用許可がありまして、その内3回目の転用許可申請書類については廃棄されており書類が無いので、まずは本人様に許可書があったら見せていただいたり、併せて、形状の違う事等について事情を聞かせていただく必要がありますので、それにつきましては数名が適当と考えております。その調査の上、現地を確認するときには、先ほどのように全員で確認するというのもあるのかと思います。そのような意味で担当委員は数名で良いのかなと考えております。
議長	中山	ただいま事務局の説明がございました。 まず、立入調査をやった方が良いか、やった方が良いという事であれば承認をいただいて、そして人数に対してはその後で決めるという事でよろしいですか。 【全員了承】
議長	中山	それではその他の質疑もないようなので、採決に入ります。 協議第1号番号1番につきまして、まず農地法第49条の規定に基づく立入調査を実施することについて承認される方の挙手を求めます。 【挙手多数】
議長	中山	挙手多数ですので、協議第1号番号1番は、立入調査を実施する事といたします。 それでは、担当委員ですが何名選出したらよいかご意見をいただきたいと思います。
15番	齋藤	第1調査会で地元という事で、もしこのような状況になった時にはという事である程度話をしたので、第1調査会の委員長さんより状況を話していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
2番	齋藤	では、会長、職務代理、担当委員、そして私、第1調査会委員長の4人でどうでしょうか。
議長	中山	ただいま、齋藤委員より、会長、職務代理、齋藤克之委員、そして担当の舟本幸美委員という意見がありました。それでよろし

		いでしょうか。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議がないようなので採決に入ります。 協議第1号番号1番の立入調査の担当委員委については、会長、職務代理、齋藤克之委員、舟本幸美委員の4名とすることについて承認される方の挙手を求めます。
10番	小菅	採決になった後で申し訳ないのですが、私も担当委員になっても良いと思っています。 〇〇さんとの面識もありますし、以前同じ肉の方もやっていたので、連絡とか意志疎通とか多少なりともお手伝い出来るのではないかと思います。 【おねがいしますの声あり】
議長	中山	先ほどの4名という事でしたが、小菅委員もやってくれるという事で、小菅委員も含め5名でよろしいでしょうか。承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	それでは、担当委員については会長、職務代理、齋藤克之委員、舟本幸美委員、小菅委員とします。
議長	中山	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から5番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から5番はお目通しを願います。
議長	中山	続きまして、その他に入ります。 事務局より報告及び協議事項があるようですので、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	その他の1という事で資料をお配りしております。 〇〇氏からの農業委員会への要求についてご報告とご相談がございました。

		この要求書を読み上げさせていただきます。 (要求書を読み上げる) ここでの議案第4号番号4番というのは、資料の航空写真に記載されている〇〇番〇で、この転用許可の申請書についてはすでに廃棄されておりまして、転用目的が堆肥舎敷地という記録があるのみで、申請内容の詳細については不明であります。 少々わかりにくい内容であります、要約しますと平成13年4月定例会で議案となった農地法第4条許可について当時の農業委員又は現在の農業委員に再度模擬審議を行ってほしい旨の要求であります。 目的は、代表の〇〇氏が許可すべきでなかった転用行為と考えている許可について検証したいお考えのようであります。 これにつきましては、当然のことではあります。過去の行政処分決定について、模擬とはいえ、いたずらに再度審議することは、法的安定性、法による社会秩序の維持を損なうことになりかねない事ことから、また、審議できる資料が無い事から農業委員会として実施しないとすることによりよろしいかご協議いただくものであります。よろしくお願いいたします。
議長	中山	説明がございました。何か質疑はございますか。 質疑はないようですので、ただいまの〇〇氏の再度の模擬審議の実施要求に対し、これを実施しないと決定することについて承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、〇〇氏の再度の模擬審議の要求に対し、これを実施しないこといたします。 本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちましてさくら市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。 (午後2時56分閉会)